

5. 肉用鶏の脚弱を呈する事例における飼養衛生管理改善への取組

大分家畜保健衛生所

○中出圭祐 渡邊春香 大塚高司

【はじめに】

家畜伝染病予防法に基づき、家畜保健衛生所では農場の飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する目的で立入検査を行っている。また、養鶏農家については、高病原性鳥インフルエンザのモニタリングに伴い、定期的に巡回を行い、訪問時に飼養状況の改善指導を行っている。今回、ヒストモナス症の発生が確認された肉用鶏農家において、飼養衛生管理の改善指導により死亡鶏の発生を軽減したので、その概要を報告する。

【農場概要】

豊のしゃも約400羽を飼養する農家にて、2013年4月24日、巡回時に脚弱を呈し、衰弱する肉用鶏が散見されるとのことで病性鑑定依頼があった。同日2羽について解剖検査を行ったところ、肝臓に菊花状斑紋、盲腸の腫大、盲腸にチーズ状内容物の貯留が認められた。また、盲腸便に鶏盲腸虫卵が確認され、病理組織学的試験では肝臓及び盲腸にヒストモナス寄生が認められ、ヒストモナス症と診断された。また、同年5月7日、6月13日、9月20日にも同病が確認された。

【対策】

ヒストモナス原虫の感染予防のため、鶏盲腸虫駆虫薬の投与、二次感染防止のためのコクシジウム駆虫薬の投与を指導した。また、舎外放し飼い（日光浴）の厳禁、床敷きの定期的な交換と消毒を指導した。これにより同様の症状を呈する個体は減少したが、さらなる低減のため、巡回時に密飼の鶏舎の拡張によるストレス軽減を指導した。さらに他農家においても同病の発生が確認されていたため、家保通信を通じて養鶏農家並びに関係機関に本病予防の周知を行った。

【まとめ】

ヒストモナス原虫に直接作用する駆虫薬が販売されていないため、今回の事例では媒介する鶏盲腸虫の駆虫やミミズとの接触低減等により同病を予防した。また、鶏舎の拡張で飼養環境を改善した鶏舎では発生がなくなった。肉用鶏では飼養中のストレスが各種疾病の引き金になることが知られており、鶏舎環境の改善指導により本病による死亡鶏が低減しただけでなく、飼養鶏の日齢体重の増加や毛艶が改善した。